

平成 24 年 2 月 17 日

退職給付（ステップ 1）

1. 未認識項目の負債計上に関する事項

- 第 235 回の委員会（平成 24 年 1 月 10 日）では、今後の進め方（案）として、未認識項目の負債計上に係る連結財務諸表の取扱いについては、公開草案に対するコメント等において比較的異論が少ないと考えられるため、改正する方向で検討を行ってはどうか、と提案している。
- 一方、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについては、分配可能額、年金法制等との関係などの理由により、現状では、会計基準を改正することのコンセンサスが十分には得られていない¹と考えられ、当面、現行の処理を維持することとしてはどうか、と提案している。

上記を踏まえた場合、次の 2 点が派生論点として生じるものと考えられ、前回までの委員会及び退職給付専門委員会において審議を行った。

- 単体財務諸表において、任意で連結と同じ方法である未認識項目の一括負債計上を採用することを認めるか否か。
- 単体財務諸表において、どのような追加開示を求めるか否か。

また、連結財務諸表非作成会社への対応についても検討事項として考えられ、本審議資料で検討している。

¹ 未認識項目の負債計上を単体財務諸表に適用することへの懸念として、次のような意見が聞かれる。

未認識項目を純資産の部に差損（借方）として計上すると、分配可能額に影響が及ぶ。

確定給付企業年金法による規制の結果、経営上合理的な方法によって事業再編時における資産の移管、債務の引継が困難な状況が存在し、また、受給者について事実上移管できず、当該部分に係る負債を単体財務諸表に認識せざるを得ない結果となり、経営上、納得感がない。

単体財務諸表において財務制限条項に抵触する可能性がある。

一方、単体財務諸表への適用を支持するものとして、次のような意見が聞かれる。

会社法における分配規制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を前提として、必要な調整を加えて分配可能額を計算するものである。

年金法制により不合理な影響を受ける会社がどの程度なのか明確でなく、また、影響を受ける場合の範囲は、負担する退職給付債務の一部ではないかと考えられる。

財務制限条項への抵触の可能性があれば、何らかの対応を当事者間でとることが考えられる。

２．単体財務諸表における一括負債計上の容認について

案１：単体財務諸表上、一括負債計上の処理を設けない。

案２：単体財務諸表上、連結に準じて一括負債計上できる扱いを設ける。

案１の根拠	案２の根拠
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 単体財務諸表における対応のコンセンサスが十分には得られていない中では、任意であっても認めるべきではない。 ➤ 仮に複数の基準で任意の計上を容認することとなった場合、比較可能性が著しく損なわれるおそれがあるので適切ではない。 ➤ その他の包括利益が単体財務諸表に表示されない中で、未認識項目を評価・換算差額等に直接計上するなどにより技術的な対応は可能であるが、実務上の複雑さが増す。 ➤ 単体財務諸表は他の関連諸制度にも広範な影響を与える可能性があるため、任意での計上を認めると、混乱が生じるおそれがあると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 単体財務諸表は連結財務諸表を理解するために利用されることが多く、連単の比較可能性の観点からは、連結と同じ方法を任意で採用することを妨げる必要はない。 ➤ 実務面を考慮すると、連結と同じ方法を任意で採用するニーズがある可能性がある。

- 案１及び案２を比較衡量した上で、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについて当面は現行の処理を維持する背景等も考慮して総合的に判断すると、現時点においては、任意での計上を認めるのは適切でないと考えられるため、案１でどうか。

３．単体財務諸表における追加開示について

本論点は、「２．単体財務諸表における一括負債計上の容認について」で案１の場合には全ての会社が検討対象となり、案２の場合には一括負債計上の処理を任意適用しない会社が検討対象となる。

案Ａ：連結財務諸表と異なる処理をしている旨を注記する²。

案Ｂ：異なる処理をしている旨及び仮に一括負債計上した場合の金額情報を注記する。

案Ａの根拠	案Ｂの根拠
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 単体財務諸表における対応のコンセンサスが十分には得られていない中では、追加開示も慎重にすべきである。 ➤ 従来から、退職給付に関する詳細な開示は連結ベースのみ求められており、単体では要しないとされている³。 ➤ 金額情報の開示を新たに求めると、単体は当面、現行の処理を維持することとの整合性が図れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本表で差はあるものの、注記により連単の比較可能性が補完できる。また、「２．単体財務諸表における一括負債計上の容認について」で案２の場合には、任意適用した会社としない会社の比較可能性が補完できる。 ➤ 従来から、連結ベースの開示のために把握している情報であり、追加開示に要するコストは大きな負担とはならない。

- 案Ａ及び案Ｂを比較衡量した上で、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについて当面は現行の処理を維持する背景等も考慮して総合的に判断すると、単体財務諸表において仮に一括負債計上した場合の金額情報を求めるのは適切でないと考えられるため、案Ａでどうか。

連結財務諸表非作成会社への対応

上記で案Ａを採用した場合、連結財務諸表非作成会社への対応が検討事項として考えられるが、連結財務諸表を作成していない有価証券報告書提出会社は、財務諸表等規則に基づき、単体財務諸表の注記事項として未認識項目の残高を従来から開示していることを踏まえ、特段の対応は不要と考えられるが、どうか。

以上

² 未認識項目を発生年度に即時償却している会社や簡便法を適用している会社については、当該注記は不要であると考えられる。

³ 未認識項目の期末残高は、連結財務諸表規則及び財務諸表等規則において、注記事項として定められているが、連結財務諸表を作成している会社は、単体財務諸表において注記は要しないとされている。